

## 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
地理的表示に関する御意見	<p>「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となりますとはどうか。模造品まで保護という意味では原産地が何処なのか判断出来ないのではないか。</p> <p>また、「日英間の経済パートナーシップ交渉を通じた地理的表示の保護」一覧に日本酒、日本のワイン、国産ビールの保護が見当たらない。日本のお酒は保護の対象に入っていないのか。</p>	<p>別添『「日英間の経済パートナーシップ交渉を通じた地理的表示の保護」一覧』の(注)1は、地理的表示の産地を原産地としない酒類に、地理的表示の産地名を使用することは、「種類」「型」「様式」「模造品」等の表現を伴う場合であってもその使用を禁止するという意味です。</p> <p>また、今回のパブリックコメントは、別添に示す英国の地理的表示を日本国内で保護をすることについて、意見を求めるものであり、日本の地理的表示については、英国国内において必要な手続が取られています。</p> <p>「日英包括的経済連携協定」を通じて相互保護する酒類の地理的表示については、別途、国税庁ホームページにて公表します。</p>